

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本センチュリー交響楽団（以下、「財団」という）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関してこの法人の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1)個人情報

「個人情報」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。

(2)個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3)個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4)本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

(5)「役職員等」とは、この財団に所属するすべての評議員、理事、監事及び職員、楽員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員に適用する。また、退職後においても在任又は在職中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 この財団においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適切な実施運営を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正にしようされたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年の場合はその保護者。以下「本人等」という）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1)この財団の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2)個人情報の利用目的

(3)保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うにあたっては、次に掲げる利用目的の範囲内とし、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(1)評議員及び役員の選任等業務

ア. 法令に基づき、国等の機関に届け出るとき

イ. 評議員及び役員として名簿等を公表する場合

(2)楽団の運營業務

ア. 定期会員等（以下「会員」という）に定期演奏会等のチケット類を送る場合

イ. 会員に定期的な刊行物や催し案内を送る場合

ウ. 会員に意見やアンケートの依頼、回収する場合

エ. その他、個別に合意を得た目的に利用する場合

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めに関わらず、業務を遂行するために当該業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前了承した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1)社会通念上相当な事業活動を営むものであること

(2)個人情報保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(3)この財団との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、財団が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認し、指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成の必要な範囲において、性格かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適切な措置を定め、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要のなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・廃棄の内容(日時・個人情報内容、消去・廃棄方法)を記録し、「文書管理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はその虞があると気付いた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通知しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への慰労について役職員から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に慰労していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係各機関に報告しなければならない。

(1) 遺漏した情報の範囲

(2) 遺漏先

(3) 遺漏した日時

(4) その調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該遺漏についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(事故情報に関する権利)

第 14 条 本人から事故の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲で当該個人情報の受託者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 この財団がすでに保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 16 条 この財団の個人情報の取扱いに関する苦情の業務は、総務経理部が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 総務経理部長は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(細則)

第 17 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。